

平成26年7月7日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成26年度税制改正「生産性向上設備投資促進税制」 —アベノミクス第三の矢、成長戦略のひとつとして—

アベノミクス成長戦略の柱の一つである「産業競争力強化法」（平成26年1月20日施行）の制定に伴い、青色申告法人が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までに「生産性向上設備」を取得し事業の用に供した場合には特別償却又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

◎「生産性向上設備」…次の「先端設備」、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」をいいます。（ただし、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設は除く）

①「先端設備」…イ) 最新モデルであること、かつ、ロ) 旧モデル比で生産性（生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上する（ソフトウェア以外） ことの2点についてその設備メーカーの属する工業会等から証明書が発行された次の設備

種類	用途・細目	販売開始時期	取得価額
機械装置	限定なし	取得時以前10年以内	160万円以上（1台）
工具	ロール	同上4年以内	120万円以上（1台）（1台30万円以上でその事業年度の取得合計が120万円以上の場合も可）
器具備品	試験測定機器、冷機付陳列ケース、サーバ用PC	同上6年以内	
建物及び付属設備	断熱材、断熱窓、照明設備、冷暖房、昇降機、アーケード、ブラインド	同上14年以内	120万円以上（1台）（1台60万円以上でその事業年度の取得合計が120万円以上の場合も可）
ソフトウェア	稼動状況等を分析するためのもの	同上5年以内	70万円以上（1本）（1本30万円以上でその事業年度の取得合計が70万円以上の場合も可）

②「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」…経済産業局の確認を受けた「投資利益率*」が15%以上（中小企業者の場合は5%以上）となる投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物及び付属設備、構築物、ソフトウェア（用途・細目、販売時期、取得価額について要件なし）

*「投資利益率」…その設備を取得した年度の翌3事業年度における（営業利益+減価償却費）の増加額の平均/その設備の取得価額の合計額

◎特別償却額・税額控除額

①平成26年1月20日から平成28年3月31日までに取得した場合

イ) 特別償却額…取得価額の100%（即時償却）

ロ) 税額控除額…取得価額の5%（建物、構築物3%）ただし法人税額の20%まで

②平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した場合

イ) 特別償却額…取得価額の50%（建物、構築物は25%）

ロ) 税額控除額…取得価額の4%（建物、構築物2%）ただし法人税額の20%まで